

平成 29 年 8 月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 29 年 8 月 31 日(木曜日)午後 1 時 30 分～

2. 場 所 芸西村村民会館 2 階 研修室 1

3. 出席委員 14 名（農業委員：10 名、推進委員：4 名）

1 番 吉永 義量	3 番 石崎 久雄	
3 番 関川 裕二	6 番 岡村 俊彰	
7 番 清藤 紀嘉	8 番 高松 敏子	9 番 佐藤 幸男
10 番 松本 博典	12 番 清遠 力生	
13 番 岡村 博	14 番 小松 典正	15 番 西笛 勤
16 番 池田 佳代	17 番 吉永 まり子	

4. 欠席委員 4 名

5. 事務局

事務局長	松本 巧
書記	大西 章夫

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について（受付番号 6 1～6 3）

議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 2 件

議案第 3 号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 ただいまから 8 月定例会を開催します。本日の出席委員は 5 名であります。芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は岡村俊彰委員と清遠紀嘉委員にお願いします。

議 長 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号 6 1～6 3）議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。今日は 3 件の利用権設定の案件が出ています。

受付番号 6 1 番ですが、大字和食字大熊甲 5004 番地で地目は田、面積は 4199 m²の内 1,300 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 8 月 1 日から H39 年 7 月 31 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 130,000 円です。場所については別紙図面①のとおりです。

受付番号 6 2 番ですが、大字和食字東入野甲 2991 番地 1 で地目は田、面積は 1,982 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 8 月 1 日から H34 年 7 月 31 日までの 5 年です。作付けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面②のとおりです。

受付番号 6 3 番ですが、大字馬ノ上字落合 3401 番地で地目は田、面積は 2,482 m²の内 903 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 9 月 1 日から H32 年 8 月 30 日までの 3 年です。作付けはオクラです。賃借料は 1 反当り 1 俵です。場所については別紙図面③のとおりです。

説明しました 3 件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定3件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きますして第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第2号議案 農地法第3条の規程による許可申請について説明いたします。
受付番号3 土地の所在は大字西分字谷田口甲3993番地1、4000番地3、4000番地6、4000番地7、地目は3993番地1が畑、4000番地3、4000番地6、4000番地7が田で、面積は33㎡、1,373㎡、495㎡、694㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。

昨日に会長、農業委員の岡村俊彰委員、推進委員の岡村博委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号3は売買による所有権移転です。

受付番号4 土地の所在は大字和食字西音太郎甲4157番地1、地目は田で面積は561㎡、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。

昨日に会長、農業委員の山崎一義委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号4は売買による所有権移転です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請については許可

いたします。

議 長 続きますして第 3 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませ
んか。なければ、これで 8 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 1 時 30 分)

議事録署名委員

岡村 俊彰

議事録署名委員

清遠 紀嘉
